

山口県報

令和4年
4月26日
(火曜日)

目次

- 規則
と畜場法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………一
- 告示
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示の一部改正(給与厚生課)……………一
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正(給与厚生課)……………二
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示の一部改正(給与厚生課)……………二
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)……………二
公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課)……………三
公営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課)……………三
- 公告
県営奥の谷地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)……………三
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………四
- 人委公告
令和四年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施……………四
令和四年度山口県保健師採用試験の実施……………九
- 公安委公告
契約の締結……………三
- 企業管理公告
一般競争入札の実施……………四

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第三十六号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則(昭和五十九年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表柳井市営と畜場の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第百十八号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示(昭和四十三年山口県告示第四百五十五号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示は、令和四年五月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償については、なお従前の例による。

令和四年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 補償基礎額の表第二号のイ中「三千九百七十円」を「三千九百四十円」に改める。

山口県告示第百十九号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、令和四年五月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

令和四年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

表中「五、〇八一円」を「四、九四一元」に、「一三、三八四円」を「一二、九五七円」に、「五、五八九円」を「五、四三六円」に、「六、一六四円」を「六、〇四九円」に、「一四、三三二円」を「一三、九八五円」に、「六、五七七円」を「六、二七二円」に、「一七、一六三円」を「一六、六九六円」に、「六、八五四円」を「六、六九三円」に、「一九、四〇七円」を「一九、六八九円」に、「七、〇七〇円」を「七、〇四九円」に、「二一、六〇一元」を「二一、五〇五円」に、「七、二〇八円」を「七、〇九六円」に、「二二、七六〇円」を「二二、八九八円」に、「七、〇九〇円」を「六、九九四円」に、「二五、三〇八円」を「二五、一八九円」に、「六、五八三円」を「六、五七〇円」に、「二五、〇九三円」を「二五、三二九円」に、「五、四二〇円」を「五、四七三円」に、「二〇、八七〇円」を「二二、〇三二円」に、「三、九七〇円」を「三、九四〇円」に、「二五、二五八円」を「二六、一一七円」に改める。

山口県告示第百二十号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示(平成八年山口県告示第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示は、令和四年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和四年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

表常時介護を要する状態の項中「七万三千九十円」を「七万五千二百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「三万六千五百円」を「三万七千六百円」に改める。

山口県告示第百二十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、農林業の知と技の拠点施設作業棟(仮称)等新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和四年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 農林業の知と技の拠点施設作業棟(仮称)等新築工事
(一) 工事場所 防府市大字白道字北門浜地内
(二) 工事の概要

Table with 2 columns: 構 (Structure) and 造 (Construction). Row 1: 鉄骨造 平屋建, 八九〇・三九平方メートル. Row 2: 延べ面積.

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(令和二年山口県告示第四百二十二号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規

定する特定建設業の許可（建設工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和四年四月二十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。
(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和四年五月十八日から同月二十三日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和四年六月九日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―一三三〇）にすること。

山口県告示第百二十二号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示（平成九年山口県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

令和四年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

表綾羅木県営住宅の項中「及び二号棟」を「から三号棟まで」に改め、「A棟及び」を削り、同表東萩県営住宅の項を次のように改める。

東萩県営住宅	一号棟から五号棟まで	〇・九八
--------	------------	------

山口県告示第百二十三号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示（平成十年山口県告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

令和四年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

表綾羅木県営住宅の項中「四八」を「五二」に改める。



(七二) 県営奥の谷地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営奥の谷地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和四年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営奥の谷地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年四月二十七日から同年五月二十六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(七三) 開発行為に関する工事の完了
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和四年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 下松市潮音町四丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 山口市今井町三番一―二号
 株式会社サンワエステート



公 告

令和四年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施

令和四年度山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

令和四年四月二十六日

山口県人事委員会

- 一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
 試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職 務 の 概 要
行政	四十人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務
警察行政	四人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
社会福祉（一般）	一人程度	知事部局（主として健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等）におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
社会福祉（心理）	三人程度	知事部局（主として健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等）におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
土木	十人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関（土木事務所等）における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務

建築	農 業	農業土木	林 業	畜 産	水 産	機 械	電 気	化 学	衛生薬学	衛生監視
二人程度	六人程度	六人程度	五人程度	一人程度	三人程度	二人程度	四人程度	二人程度	一人程度	二人程度
知事部局（主として土木建築部）の各課及び出先機関（土木事務所等）における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における農業等に関する知識・技術の普及指導等の専門業務	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における土地改良事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における林業に関する知識・技術の普及指導等の専門業務	知事部局（主として畜産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務	知事部局（主として水産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関における機械に関する設計、保守管理等の専門業務	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における環境に関する監視、指導、取締り等の専門業務	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における薬事に関する立入検査、指導、取締り等の専門業務	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務

二 受験資格

(一) 平成五年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者又は平成十三年四月二日以降に生まれた者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含む。短期大学を除く。）の卒業若しくは令和五年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

これらの者のほか、土木、建築、農業、農業土木、林業、畜産、水産、機械、電気、化学及び衛生監視については、平成十三年四月二日以降に生まれた者で法に規定する高等専門学校又は短期大学（山口県人事委員会がこれらと同等と認めるものを含む。）の卒業者又は令和五年三月三十一日までに卒業する見込みのものも受験できます。

なお、衛生薬学及び衛生監視については、それぞれ次の資格要件を併せ有する者に限ります。

1 衛生薬学

薬剤師の免許を有する者若しくは令和五年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第百八回薬剤師国家試験（令和五年二月実施予定）に合格し、当該免許を取得する見込みの者又は法に規定する大学で薬学の課程を修めて卒業した者若しくは令和五年三月三十一日までに卒業する見込みの者

2 衛生監視

法に規定する大学、高等専門学校若しくは短期大学で畜産学、水産学、農芸化学若しくは薬学の課程を修めて卒業した者若しくは令和五年三月三十一日までに卒業する見込みの者又は都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（平成二十七年四月一日前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む。）において、所定の課程を修めて卒業した者若しくは令和五年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者（機械及び電気の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。）

2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

(1) 筆記試験による大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(2) 全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時

令和四年六月十九日（日曜日）

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市桜島六丁目二番一号 山口県立大学北キャンパス
東京都	東京都新宿区高田馬場二丁目二九番九号TDビル4階 ワイム貸会議室高田馬場
大阪府	大阪市北区芝田二丁目七番一八号LUCID SQUARE UME CIVIL北梅田研修センター

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験
全試験職種に共通の課題により、思考力、表現力、構成力等の総合的能力について試験を行います。

(2) 口述試験
人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験
日時 令和四年七月十六日（土曜日）
場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

(2) 口述試験
場所 山口県総合交通センター

日時 令和四年七月二十五日（月曜日）から同年八月三日（水曜日）まで
の間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号
山口県庁

四 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

- (一) 第一次試験
教養試験 四〇点
専門試験 六〇点
- (二) 第二次試験
論文試験 六〇点
口述試験 一四〇点
- 五 合格者の決定方法
 - (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。
ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。
 - (二) 最終合格者は、行政及び警察行政の試験職種にあっては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、行政及び警察行政以外の試験職種にあっては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。
ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。
- 六 合格者の発表
 - (一) 第一次試験合格者
令和四年七月一日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。
 - (二) 最終合格者
令和四年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。
なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。
 - (三) 試験の得点等の開示
試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。
- 七 合格から採用までの経路及び給与
 - (一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。
 - (二) 採用は、原則として令和五年四月一日に行われます。

- (三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「条例」という。)別表第一の行政職給料表の一級二十九号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
- 八 受験手続及び受付期間
 - (一) 受験案内の請求
令和四年四月二十六日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験案内請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。
なお、受験案内は、県内の県民局にもあります。
 - (二) 受験の申込み
インターネットを利用する方法により受験の申込みをしてください。
なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和四年五月六日(金曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)に問い合わせてください。
 - (三) 受験上の希望事項
身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。
なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。
 - (四) 受付の期間及び時間
令和四年四月二十六日(火曜日)午前九時から同年五月十六日(月曜日)午後五時まで
その他
その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局にお問い合わせください。

試験職種	出題分野
------	------

試験職種	採用予定人員	職務の概要	行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策
			警察行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策
			社会福祉(一般)	社会福祉概論(社会保障を含む。) 社会学概論 心理学概論(社会心理学を含む)
			土木	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む) 教育心理学 産業心理学 臨床心理学 調査・研究法 統計学
			建築	数学 物理学 応用力学 水理学 土質工学 測量 都市計画 土木計画 材料 施工 建築設備 建築施工 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計画
			農業	栽培学 汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壤肥料学 植物生理学 畜産一般 農業経済一般
			農業土木	数学 応用力学 水理学 測量 土壤物理 農業水利 土地改良 農村環境整備 農業土木構造物 材料 施工 農業機械 農学一般
			林業	森林政策 森林経営学 造林学(森林生態学及び森林保護学を含む) 林業工学 林産一般 砂防工学
			畜産	家畜育種学 家畜繁殖学 家畜生理学 家畜飼養学 家畜栄養学 飼料学 家畜管理学 畜産物利用学 畜産経営一般
			水産	水産事情 水産経済 水産法規 水産環境科学 水産生物学 水産資源学 漁業学 増養殖学 水産化学 水産利用学
			機械	数学 物理学 材料力学 流体力学 熱力学 電気工学 機械力学 制御 機械設計 機械材料 機械工作
			電気	数学 物理学 電磁気学 電気回路 電気計測 制御 電気機器 電力工学 電子工学 情報通信工学
			化学	数学 物理学 物理化学 分析化学 無機化学 有機化学 有機工業 化学工学
			衛生薬学	物理学 化学 生物学 衛生 薬理 薬劑 病態 薬物治療 法規 制度 実務
			衛生監視	物理学 化学 生物学 衛生 応用微生物学 食品科学 水産利用学 水産化学 畜産物利用学 応用獣医学

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

行政	一人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む。)における一般行政事務
社会福祉(一般)	一人程度	知事部局(主として健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等)におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
土木	一人程度	知事部局(主として土木建築部)の各課及び出先機関(土木事務所等)における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
農業土木	一人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林水産事務所等)における土地改良事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
林業	一人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林水産事務所等)における林業に関する知識、技術の普及指導等の専門業務

二 受験資格

- (一) 昭和三十八年四月二日以降に生まれた者が受験できます。
 - (二) 民間企業等における職務経験を五年以上有する者
 - (三) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 試験の方法、内容、日時及び場所
- 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
- (一) 第一次試験
- 1 方法、内容等
教養試験、専門試験及び論文試験を次の表のとおり行います。

試験科目	試験職種	試験内容
教養試験	行政	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験
専門試験	社会福祉(一般)	必要な専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、社会福祉概論(社会保障を含む)、社会学概論、心理学概論(社会心理学を含む)及び社会調査とします。

試験種別	試験科目	試験時間	試験内容
試験論文	全試験職種		社会人としての経験等を通じて培った知識及び能力並びに思考力、表現力、構成力等の総合的能力についての社会人経験等を課題とした筆記試験
試験専門	林業		必要となる専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料及び施工とします。
試験専門	農業土木		必要となる専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農村環境整備、農業土木構造物、材料、施工、農業機械及び農学一般とします。
試験専門	土木		必要となる専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料及び施工とします。

2 日時
令和四年六月十九日（日曜日）

(1) 行政

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

論文試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

(2) 行政以外

試験室入室 午前九時三十分まで

論文試験 午前十時から午後零時まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市桜島六丁目二番一号 山口県立大学北キャンパス
東京都	東京都新宿区高田馬場二丁目二九番九号TDビル4階 ワイム貸会議室高田馬場
大阪府	大阪市北区芝田二丁目七番一八号LUCID SQUARE UME CIVIL北梅田研修センター

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験を行います。

2 日時及び場所

日時 令和四年七月三十日（土曜日）又は同月三十一日（日曜日）のいずれ

かで、山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

四 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせいたします。

(一) 第一次試験

1 行政 四〇点

教養試験 四〇点

論文試験 六〇点

行政以外 六〇点

2 専門試験 四〇点

論文試験 六〇点

(二) 第二次試験

口述試験 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が一定の得点未満の場合は、論文試験の採点を行いません。この場合、教養試験又は専門試験の得点を第一次試験の得点とします。

なお、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となり、論文試験の採点を行いません。

(二) 最終合格者は、行政の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、行政以外の試験職種にあつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、口述試験の得点が三十五点以下の場合には、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和四年七月八日（金曜日）とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和四年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日）以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出て下さい。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和五年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が三十歳で、大学を卒業した後に民間企業において八年間の職務の経験を有している場合は、条別表第一の行政職給料表の一級五十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和四年四月二十六日（火曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇―））に請求して下さい。郵便で請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者受験案内請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を必ず同封して下さい。

なお、受験案内は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和四年五月六日（金曜日）までに山口県人事委員会事務局（電話〇八三―九三三―四四七四）に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和四年四月二十六日（火曜日）午前九時から同年五月十六日（月曜日）午後五

時まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。

公 告

令和四年度山口県保健師採用試験の実施

令和四年度山口県保健師採用試験を次のとおり実施します。

令和四年四月二十六日

山口県人事委員会

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行います。

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務の概要
保健師	保健師	十人程度	知事部局（主として健康福祉センター）における専門業務

二 受験資格

(一) 平成五年四月二日から平成十四年四月一日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は令和五年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第百九回保健師国家試験（令和五年二月実施予定）に合格し、当該免許を取得する見込みのものが受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時、場所等

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法、内容等

筆記試験による短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、出題分野は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論とします。

2 日時

令和四年六月十九日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市桜島六丁目二番一号 山口県立大学北キャンパス
東京都	東京都新宿区高田馬場二丁目二九番九号TDビル4階 ワイム貸会議室高田馬場
大阪府	大阪市北区芝田二丁目七番一八号LUCID SQUARE UME DA5階 CIVIL北梅田研修センター

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験

日時 令和四年七月十六日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 令和四年七月二十五日(月曜日) から同年八月三日(水曜日) まで
の間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和四年七月一日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和四年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出て下さい。

七 合格から採用までの経路及び給与

- (一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。
- (二) 採用は、原則として令和五年四月一日に行われます。
- (三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第一の行政職給料表の一級二十五号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和四年四月二十六日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求して下さい。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験案内請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをしてください。なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和四年五月六日(金曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和四年四月二十六日(火曜日)午前九時から同年五月十六日(月曜日)午後五

時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行います。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
保健師	一人程度	知事部局(主として健康福祉センター)における専門業務

二 受験資格

- (一) 昭和三十八年四月二日以降に生まれた者が受験できます。
 - (二) 民間企業等における職務経験を五年以上有する者
 - (三) 保健師の免許を有する者
 - (四) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - 1 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 試験の方法、内容、日時及び場所
- 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
- (一) 第一次試験
- 1 方法及び内容
 - (1) 専門試験

必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、出題分野は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論とします。
 - (2) 論文試験

社会人としての経験等を通じて培った知識及び能力並びに思考力、表現力、

構成力等の総合的能力についての社会人経験等を課題とした筆記試験を行います。

2 日時
令和四年六月十九日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

論文試験 午前十時から午後零時まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市桜島六丁目二番一号 山口県立大学北キャンパス
東京都	東京都新宿区高田馬場二丁目二九番九号TDビル4階 ワイム貸会議室高田馬場
大阪府	大阪府北区芝田二丁目七番一八号LUCID SQUARE UME CIVIL北梅田研修センター

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験を行います。

2 日時及び場所

日時 令和四年七月三十日(土曜日)又は同月三十一日(日曜日)のいずれか、山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

専門試験 四〇点

論文試験 六〇点

(二) 第二次試験

口述試験 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、専門試験の得点が一定の得点未満の場合は、論文試験の採点を行います。

ん。この場合、専門試験の得点を第一次試験の得点とします。

なお、専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となり、論文試験の採点を行いません。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかににかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、口述試験の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和四年七月八日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和四年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和五年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が三十歳で、大学を卒業した後民間企業において八年間の職務の経験を有している場合は、条例別表第一の行政職給料表の一級五十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和四年四月二十六日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三〇一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合

は、封筒の表に「社会人経験者受験案内請求」と朱書きし、百二十四分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を必ず同封してください。

なお、受験案内は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和四年五月六日（金曜日）までに山口県人事委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四七四）に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和四年四月二十六日（火曜日）午前九時から同年五月十六日（月曜日）午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和四年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

ガソリン 二百六十キロリットル

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和四年三月二十四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

中央石油有限公司 山口市小郡上郷二二九六番地二四

六 落札金額

一リットル当たり百五十円三十七銭

七 入札公告日

令和四年二月八日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

一 事務を担当する^{かい}の名称及び所在地

山口県下関警察署 下関市細江町二丁目三番八号

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

ガソリン 百九十キロリットル

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和四年三月二十四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

協伸産業株式会社 下関市竹崎町四丁目六番八号

六 落札金額

一リットル当たり百七十六円九十九銭

七 入札公告日

令和四年二月八日

八 その他

- (一) 契約担当者
山口県下関警察署長 中島 博文
- (二) 調達方法
購入
- (三) 落札方式
最低価格



公 告
一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和四年四月二十六日

山口県公営企業管理者 正 司 尚 義

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる物品等の購入
 - 電気
 - (二) 物品等の予定数量
四千五百三十七万九千八百六十六キロワット時
 - (三) 物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。
 - (四) 納入期間
令和四年八月一日から令和七年七月三十一日までの間
 - (五) 納入場所
西部利水事務所ほか十八箇所
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

- 札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和四年山口県告示第二十二号）に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。
- (四) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (五) 令和四年四月二十六日から同年六月七日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県企業局電気工水課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
令和四年四月二十六日から同年五月十七日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口県企業局電気工水課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
山口県企業局電気工水課
 - (三) 受領期限
令和四年六月六日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和四年六月七日午前十一時）
- 六 入札を執行する場所及び日時
 - (一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県企業局一号会議室

(二) 日時

令和四年六月七日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県公営企業管理者 正司 尚義

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和四年五月三十日午後五時十五分までに山口県企業局電気工水課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を同月三十一日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 小売電気事業の登録を受けたことを証する経済産業大臣の通知の写し

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和四年五月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県企業局電気工水課（電話〇八三一九三三―四〇三〇）に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Public Enterprise Bureau, Industrial Water and Electricity Division, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: 45,379,866kWh of electricity as shown in the specification
- (3) Delivery period: From August 1, 2022 to July 31, 2025
- (4) Delivery place: Western Industrial Water and Electric Office and another 18 places
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Public Enterprise Bureau, Industrial Water and Electricity Division, Yamaguchi Prefectural Government 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-4030)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. June 6, 2022 (If brought in person: 11:00 A.M. June 7, 2022)

令和四年四月二十六日印刷

発行人所

山口県知事